

南砺市訪問看護ステーション 感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 感染症の予防及びまん延防止の基本姿勢

利用者及び従業者（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に措置を講じなければならない。そのためには事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2 注意すべき主な感染症

予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通りである。

- (1) 利用者及び従業員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、乾癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護者及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

発生状況の把握

- (1) 感染拡大の防止
- (2) 医療措置
- (3) 市への報告
- (4) 管内厚生センター（砺波・小矢部厚生センター）及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族への適切な対応をおこなうため、安全委員会内に感染症対策部門（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とする。管理者は委員の中から担当者を任命する。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係の深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
 - ① 委員会は、定期的に（年 2 回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
 - ② 委員会の議題は担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従業員に対する研修の実施

事業所に勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修及び訓練

感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。

6 指針の閲覧

「感染症の防止及びまん延の防止のための指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

7 その他、事業所外の感染症対応

- (1) 管理者は、管内の福祉施設、介護保険施設において、感染症のアウトブレイクが生じた際、管内厚生センターの求めに応じ、当該施設の管理者・嘱託医師、他、南砺市医師会、管内感染管理認定看護師等で構成する緊急対策会議に参加し、要請に応じて訪問看護を提供する。
- (2) 当事業所は、令和6年1月16日に富山県知事と締結を開始した「医療措置協定書」に基づき、富山県知事の要請に基づき、医療措置を講ずるものとする。また、そのために必要な個人防護具を備蓄する

附 則

1. この指針は、令和6年4月1日より施行する。
2. 令和7年9月1日変更。「5 従業員に対する研修の実施」の一部を改正し、同日より施行する。